

市営飯山シャンツェ整備事業基本設計業務委託仕様書

1 業務名称 令和 6 年度市営飯山シャンツェ整備事業基本設計業務委託

2 業務の目的

本業務は、市営飯山シャンツェが、今後もその機能や価値を維持・向上していくため、第 82 回国民スポーツ大会「信州やまなみ国民スポーツ大会」冬季大会を契機とした、将来的な在り方及び整備検討を目的として実施するものである。

3 業務場所

- (1) 施設名 市営飯山シャンツェ(長野県飯山市大字飯山 9000 番地)
- (2) 敷地面積 約 29,124.963 m²
- (3) 都市計画等 飯山市都市計画区域(未線引) 建ぺい率 60%、容積率 200%
景観計画区域 地域区分(山地・高原地域)

4 業務の内容

(1) 現状・課題の整理

市営飯山シャンツェ(別添:位置図参照)における現状と課題について、下記に掲げる項目を基本として整理すること。整理に当たって、下記以外に考慮すべき項目がある場合は積極的に提案すること。

- ・立地状況(周辺を含む)
- ・大会開催状況
- ・選手の強化、育成に係る利用状況
- ・競技運営上の課題(競技団体等からの意見等を委託者と分担して整理する)

(2) 整備の方向性の検討

現状・課題や市営飯山シャンツェの立地、ライフサイクルコスト等、総合的な検討を行い、整備の方向性の案を示すこと。

また、(3)以降はこの結果に基づき検討を進めること。

(3) 施設計画の検討

ア)計画諸元

ヒルサイズ、K 点、傾斜角度、傾斜曲線、土地面積(施工時の一時利用含む)、観客エリア面積等

イ)平面図・縦断図

現行の国際競技規則や既存施設の配置状況、これまでの飯山市の検討状況や関係団体との協議経過等を踏まえ、地形図をベースとして平面図・縦断図を検討すること。

ウ)関係団体協議

本業務期間内において、競技団体等と協議を行う予定であることから、委託者と分担のうえ協議資料を作成し、協議結果を検討に反映すること。協議回数は2回程度を想定しており、必要に応じて受託者も同席すること。

エ)イメージパース

イメージパースを作成すること。

(4) 概算事業費の算出

各工種の細目毎に単価、概算数量から概算事業費を算出すること。(建築・設備含む)

(5) 事業スケジュールの立案

施設計画や事業手法に応じた整備スケジュールを立案すること。立案に当たっては作業日数の算出は工種ごと(建築・設備分を含む)の数量をもとに算出すること。

また、2028年2月に開催が予定される国民スポーツ大会冬季大会及び、2027年1月に開催が予定されるプレ大会を考慮すること。

▲ : プレ大会 ● : 国民スポーツ大会

R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)1月	R10(2028)2月
基本設計	実施設計	工事等	▲	●

※今後、変更することがある。

(6) 技術的検討

上記(3)の技術的な詳細検討として、施工性、経済性、維持管理性、安全性、競技環境、自然環境等を総合的に勘案し、下記①～⑦の検討を行うこと。なお、検討過程で使用した、根拠文献(技術基準、要領、指針等)は項目毎に明示すること。

あわせて、本事業は急斜面での難易度が高い工事となること(斜面での施工や狭隘な作業スペース、複雑な仮設計画、プレ大会を開催しながらの施工など)が予想されるため、市内での改修実績や他都市の事例を参考に、施工を想定した課題抽出と対策の検討を行うこと。

【全体共通】

① 関連して改修が必要となる付帯施設(建築・機械・電気)の選定

・既存と新設をどのように使い分けて運用するか、区分分けして整理すること。

【土木工事】

② 横断図

・(3)で作成する平面図、断面図にあわせて、測点 20mピッチごとに横断図を作成すること。

③ 施工概要図

・実際の施工を想定し、使用機械、施工方法、仮設計画等を作成すること。

④ 構造物(のり面、擁壁、観客席等)一般図

・現地状況や荷重条件などに対する最適構造形式を示すこと。

⑤ 排水概要図

・排水ルートや勾配、構造等を検討すること。

【建築工事】

⑥ 付帯施設の施設計画

・①にて整理した付帯施設について検討・整理を行い、施設計画(平面・立面・断面程度)を作成すること。

なお、検討・整理にあたっては、建築基準法等の関係法令のほか以下の項目について考慮すること。

ア 最新の国際競技規則における要求施設等の寸法、面積、天井高さ等

イ 必要諸室及び必要面積

ウ 施設規模(面積・階数・高さ等)

エ 付帯施設までの動線計画

オ 施設内の動線計画・用途のゾーニング

カ 構造計画

キ 平面計画、断面計画

施設計画にあたっては、以下の項目についても考慮し、検討すること。

ク 環境影響評価(日影、景観、道路交通等)

ケ 省エネ・低炭素化

コ 長寿命化

【設備(機械電気)工事】

⑦ 既存設備等の現状及び影響調査

・敷地内外の既存設備等の現状を確認し、影響を調査すること。調査の結果、既存設備の改修が必要となる場合は、改修案の検討を行うこと。

なお、既存設備への影響について主に以下の点について調査することとし、調査にあたっては、関係法令、競技規則等の確認や関係団体へヒアリングを行うこと。

ア 強電設備(受変電設備等)

イ 弱電設備(通信設備等)

ウ 給排水設備

エ 昇降機設備

※各埋設設備含む

(8) 報告書の作成

業務成果を報告書にまとめること。報告書は、整理した資料やコントロールポイント、根拠文献など検討過程が分かるよう整理すること。

(9) 実施設計発注業務資料作成

上記、(8)報告書に基づく改修施設について、実施設計発注業務に係る資料を作成する

こと。

5 履行期間

契約締結の日から令和 7 年(2025 年)2月 21 日(金)まで

6 成果品

報告書 ア 出力稿(紙媒体) 2部(可能な限り古紙再生率 100%とする。)

イ 電子データ(DVD-R 等) 1 組

※電子媒体には印刷用一式データとして PDF 形式でまとめたファイル及び元データを全て記録し、ファイル名の明確化や成果物目次等に併せてフォルダ分けを行うなど、わかりやすく整理すること。

7 環境への配慮について

本業務においては、本市の環境基本計画に準じ、環境負荷低減に努めること。

8 特記事項

- (1) 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部に漏えいがないようにし、目的外に使用しないこと。なお、この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (2) 定められた期間内に業務を完了するよう、作業の円滑化に努めること。
- (3) 業務の実施にあたり誠実に履行するとともに、契約図書及び委託者の指示等に従い、本業務の意図、目的を十分理解したうえで、最高の成果を得るように努力すること。
- (4) 本業務に関して生じる問題点及び疑義等は、委託者及び受託者の双方が誠実に協議し、処理する。
- (5) 承諾及び協議は、原則として書面により行うものとする。また、委託者の行う指示についても同様とする。
- (6) 本業務の成果であるデザイン、意匠権、著作権、印刷物及び提出された原稿・データに関する権利は全て飯山市に帰属し、飯山市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁じる。
- (7) 本業務に関する事故等は、飯山市に速やかに報告するとともに受託者の責任により適正に処理すること。また、事故等により生じた損害の一切は受託者の負担とする。
- (8) 個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)に基づき、適切に取扱うこと。
- (9) 本業務の遂行にあたり、関係法規、規則諸法令を遵守すること。